２０１３年5月１４日

府中市議会議長　殿

公共施設・用地への太陽光パネルの設置を推進する陳情

〔陳情主旨〕

二酸化炭素を排出し、やがては枯渇する化石エネルギーや、大きな危険性を孕む原子力エネルギーへの依存から再生可能な自然エネルｷﾞｰを利用する社会への移行を推進することは、「地球温暖化対策推進計画」を策定、推進中の府中市にとっても重要な課題です。

太陽光パネル等を設置し太陽エネルギーを利用することは、都市部でも無理なく電気エネルギーをつくる方法であり、構築物その他の所有者が広範に参加することができ、府中市の「地球温暖化対策推進計画」においても鋭意、強調されております。また府中市自身も一定の公共施設に太陽光パネルを設置しており、おおいに推進すべきです。

ただし太陽光パネルを自ら設置すると、固定価格で自ら売電できる一方、先立って構築物の構造や強度など条件の確認とともに、設置工事費を含む一定の初期費用と、定期的な維持管理の費用を投じる必要があります。

一方、２０１２年の政府による固定価格買取制度の施行後、他人の土地・建物を借りて太陽光発電事業を行なう業者が増加しています。

このような背景からすでに神奈川県など有力な自治体では、自治体の所有する施設の「屋根貸し」を決定し、太陽光発電事業を実施させ、参加する事業者を公募しています。また公共施設の屋根だけでなく公共用地を含めて、事業者に公共物を貸すことによって、各地域の地元施工業者等の参加を募り、地域経済の活性化と、公共用地、公共施設の有効利用をはかろうとする自治体は今年の２月の段階でもすでに１５０自治体を超えています。（インターネット調査による）自治体がこうした施策を行なうことは、

第一に地域から再生可能なエネルギーを作り出すことを促進します。

第二に地元の経済の活性化に繋がります。

第三に自治体が所有する施設、用地を最大限に活用することになります。

第四に学校等を対象とした場合、生きた環境教育の場を自治体が提供することになります。

第五に自治体所管の窓口がこの施策を通じて太陽光パネルの生きた知識を積上げることで、自宅等に太陽光パネルの設置を検討中の市民にも有益な情報を提供できるようになります。

太陽光パネルによる発電技術は、発展途上にあり、据付後の維持管理や改善などの責任を当該参加業者に負わせること等、公募条件を明確にし、当該参加業者の募集、賃料設定、契約締結に関する要諦に関してはすでに先進的な自治体の経験があり、これらを参考に府中市としても実施できるものです。以上を踏まえて、私は、府中市が、条例化の検討も含めて次の項目を実施することを要望します。

〔陳情項目〕

１．府中市の公共施設の屋根等（壁部分を含む）に太陽光パネルを設置する事業者を募り、当該事業者との間に当該屋根等の賃貸契約を交すことにより公共施設への太陽光パネルの設置を推進する措置を講じること。

２．府中市の公共用地に太陽光パネルを設置する事業者を募り、当該事業者との間に当該構築物設置に要する部分の賃貸契約を交すことにより公共用地への太陽光パネルの設置を推進する措置を講じること。

〔陳情者　住所氏名〕

府中市浅間町３－１８－１　６０１　　宮井迅吉